

平成25年10月22日  
(局長: 瀧上茂)

## 踏切道の安全確保に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく改善通知＞

近畿管区行政評価局は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、踏切道の利用者の安全確保を図る観点から、大阪府内239か所の踏切道について、平成25年4月から調査を行い、その結果を取りまとめ、国土交通省近畿運輸局及び同近畿地方整備局に対して改善を要すると認められる事項を通知することとしましたので、公表します。

### 【連絡先】

近畿管区行政評価局第二部第1評価監視官  
担 当：西川  
電 話：06-6941-8905  
F A X：06-6941-8999

## 踏切道とは、

鉄道の線路と、歩行者、自動車などが通行する道路・通路などと交差する部分である。

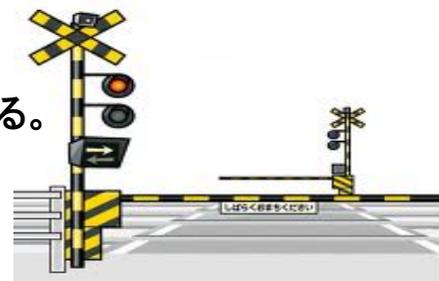
### 【踏切道の種類】

第1種踏切道：列車等の接近を通行者に知らせる設備（警報装置）と列車等が接近した場合に踏切道の通行を遮断する装置（遮断装置）が設置されているもの

第3種踏切道：警報装置が設置されているが、遮断装置が設置されていないもの

第4種踏切道：上記以外のもの（遮断装置や警報装置が設置されていないもの）

（注）第2種踏切道（踏切保安係を配置し、一定時間の列車等に対して遮断機を閉じる踏切道）は、現在、存在しない。



近畿地方

## 調査の背景等

- 近畿地方は鉄道網が発達し踏切道が多数存在
- 近畿地方は緊急に対策の検討が必要な踏切が関東地方に次いで多い
- 近畿地方における踏切障害事故件数は、横ばい傾向
- 近年、電動車いす利用者の死亡事故等の事故が近畿地方で相次いで発生
- 高齢者社会が進行する中、高齢者や障がい者が踏切道を安全に利用できるよう配慮が必要
- 今回、踏切道の安全を確保する観点から、鉄道事業者の安全対策の取組等を調査

【調査対象(国の機関)】 国土交通省近畿運輸局、同近畿地方整備局

【関連調査等対象機関】 鉄道事業者

【調査実施時期】 平成25年4月～7月

## 主な調査結果及び主な改善通知事項の要旨

大阪府内の踏切道239か所を抽出し、調査した結果、

### 1 踏切道及び踏切保安設備の安全対策(踏切保安設備の改良対策)

- 非常押ボタンが容易に取り扱うことができる箇所に設けられていないもの(非常押ボタンが踏切道外の通行者等の手の届かない場所に設置されている)が11か所みられた。  
⇒ 非常押ボタンの設置状況を確認し、改善する必要を認めた場合は、計画的に改善するよう、鉄道事業者を指導すること(近畿運輸局)

### 2 踏切道の改良対策

- 踏切道内に歩道を設置するなど何らかの対策が望ましいと考えられる踏切道が5か所みられた。  
⇒ 「近畿地区踏切道調整連絡会議」等を活用して、「踏切道の拡幅に係る指針」の趣旨の徹底や地域の実情に応じた計画的・重点的な踏切道の改良に向けて連絡・調整を促進すること(近畿地方整備局、近畿運輸局)

### 3 高齢者や障がい者のための安全対策

- 踏切遮断機の遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間は高齢者や障がい者に配慮したものとなっていない。  
また、車いす利用者の踏切道の通行量を、調査した鉄道事業者のうち1事業者を除く4事業者が把握していない。
- 調査した踏切道のうち、介助者を伴わずに踏切道に進入した電動車いすの利用者が、遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間内に踏切道を退出できず、踏切道内で立ち往生となるおそれがある踏切道が4か所みられた。  
⇒ 踏切通行者等に対する一層の注意喚起に努めるなど、踏切道の状況に応じた高齢者や障がい者のための安全対策を関係機関と協力して推進するよう、鉄道事業者を指導すること(近畿運輸局)

【通知日】平成25年10月22日

【通知先】近畿運輸局及び近畿地方整備局

# 1 踏切道及び踏切保安設備の安全対策

## 制度の概要等

- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」(平成13年国土交通省令第151号)
  - ・踏切道は、踏切道通行人等の安全かつ円滑な通行に配慮、踏切保安設備を設置(第40条)。
  - ・踏切保安設備は、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせ、かつ、踏切道の通行を遮断。必要な場合は、自動車踏切道を支障したときに、列車等に報知(第62条)。
- 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準について」(平成14年3月8日付け国鉄技第157号国土交通省鉄道局長通達)
  - ・踏切支障報知装置の操作スイッチ(非常押ボタン)は、踏切道付近であって容易に取り扱うことができる箇所に設けること。
- 「踏切道における安全対策について」(平成19年4月4日付け国鉄施第9号、国鉄安第2号)
  - ・非常時における鉄軌道事業者への連絡先の掲示がない踏切道については、連絡先の掲示を実施すること(ただし、警報機に非常時の通報用押しボタンが設置されている踏切道はこの限りでない)。

## 調査結果

- 非常押ボタンが容易に取り扱うことができる箇所に設けられていないもの(非常押ボタンが踏切道外の通行者等の手の届かない場所に設置されている)(11か所)
- 非常押ボタンが線路側に向けて設置されており、歩行者から見えにくいもの等(5か所)
- 鉄道事業者への連絡先等が適切に掲示されていないもの(55か所)
- 路面の劣化が認められるもの等(17か所)

## 改善通知事項

- 非常押ボタンの設置状況を確認し、改善する必要を認めた場合は、計画的に改善するよう、鉄道事業者を指導すること(近畿運輸局)
- 非常時の連絡先等の表示状況を確認し、改善する必要を認めた場合は、計画的に改善するよう、鉄道事業者を指導すること(近畿運輸局)
- 踏切道内の路面の維持管理について、適切な維持管理等に努めるよう、鉄道事業者を指導すること(近畿運輸局)

## 2 踏切道の改良対策

### 制度の概要等

- 「踏切道の拡幅に係る指針について」(平成13年10月1日付け国都街第66号、国道政第32号、国鉄施第92号)
  - ・踏切道は、立体交差化、統廃合等によりその除却に努めるべきである。ただし、踏切道に歩道がないか狭小な場合の歩道整備については、その緊急性にかんがみ、踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。
  - ・地方運輸局、地方整備局、警察、鉄道事業者、道路管理者から構成される「踏切道調整連絡会議」を設置
- 「踏切道の拡幅に係る指針の取扱いについて」(平成13年10月1日付け国都街第66号の2、国道政第33号、国鉄施第93号)
  - (「踏切道に歩道がないか狭小な場合の歩道整備」の対象となる踏切)
    - ①踏切道前後の道路に歩道が設置されている場合
    - ②鉄道事業者と道路管理者との間において事前に連絡・調整のなされた前後の道路における歩道の拡幅計画に合わせて行う場合
    - ③その他踏切道における歩道設置の必要性の確認がなされた場合
- 踏切交通実態総点検(平成18年度～22年度:国土交通省)
  - ・緊急に対策の検討が必要な踏切を抽出(全国で1,960か所)
    - このうち、歩道が狭隘な踏切(前後の道路に比べて歩道が狭い、もしくは前後の道路に歩道があるのに踏切内に歩道がない)の指定状況
    - 全国:645か所、近畿地方整備局管内:129か所、大阪府:47か所

### 調査結果

- 踏切道内に歩道を設置するなど何らかの対策が望ましいと考えられる踏切道が5か所

このうち、

- 3か所は緊急に対策の検討が必要な踏切に指定されているものの、鉄道事業者と道路管理者による協議が整わず対策が未実施
- 1か所は道路管理者が鉄道事業者との協議を実施しているものの協議が整わず、接道と踏切道との間で著しい幅員差(6mを超える)あり

### 改善通知事項

- 道路管理者や鉄道事業者に対し、「近畿地区踏切道調整連絡会議」等を活用し、「踏切道の拡幅に係る指針」の趣旨の徹底や地域の実情に応じた計画的・重点的な踏切道の改良に向けて連絡・調整を促進すること(近畿地方整備局、近畿運輸局)

### 3 高齢者や障がい者のための安全対策

#### 制度の概要等

- 「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)  
踏切事故件数を平成27年までに22年と比較して約1割削減を目標
- 近畿運輸局は、鉄道事業者に対し、春と秋の全国交通安全運動において踏切保安設備等の点検整備及び踏切通行者等に対する啓発活動を推進
- 近畿運輸局は、平成元年度から全国に先駆けて踏切事故の撲滅を目指し、踏切事故防止キャンペーンを実施
- 鉄道事業者は、①踏切保安設備、踏切道内の舗装等の点検整備、②警察、道路管理者との連携のもとに、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンにあわせて、踏切道や駅構内において事故防止のための啓発活動等を実施
- 市町村はバリアフリー新法(平成18年法律第91号)に基づく基本構想において重点整備地区を指定し、高齢者や障がい者などの移動等円滑化の促進に係る事業を重点実施

#### 調査結果

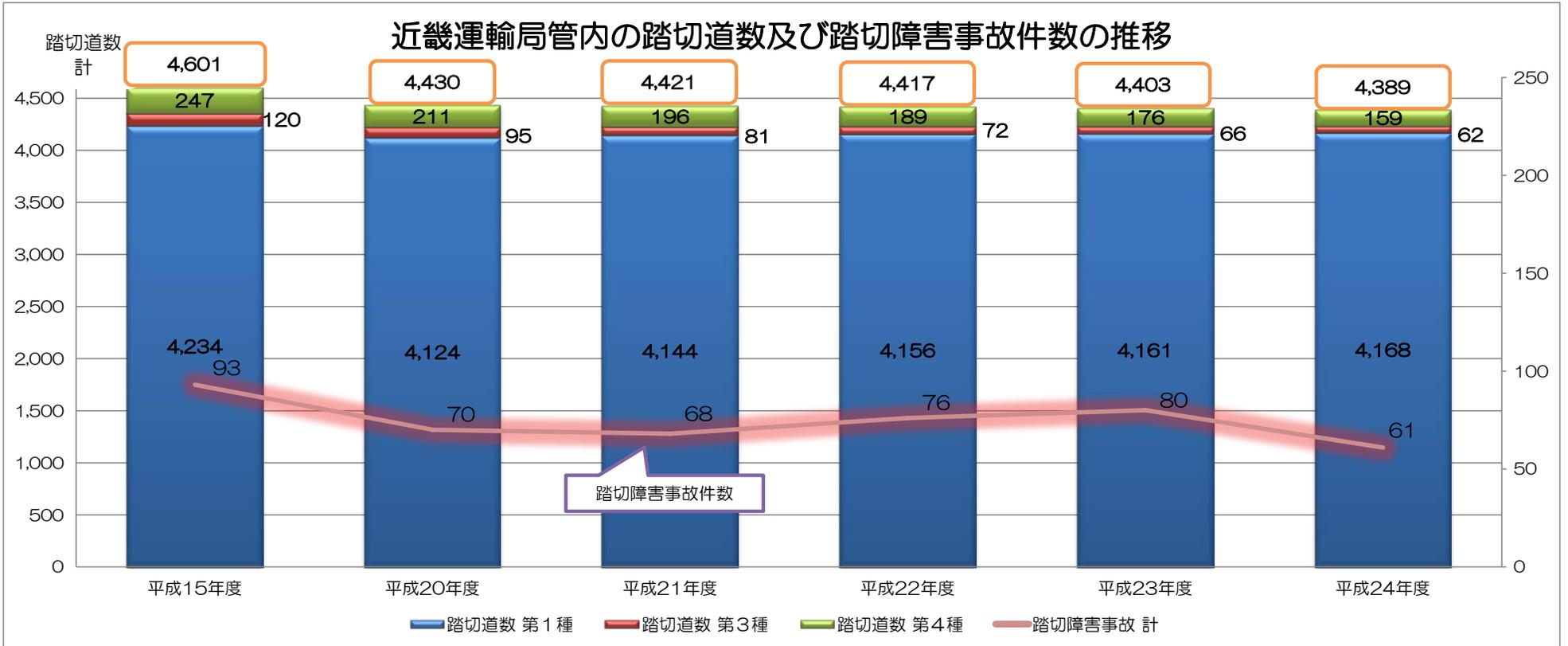
- 人が時速5kmで踏切道を通るとして踏切遮断機の遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間が設定されており、高齢者や障がい者に配慮したものとなっていない。
- 車いす利用者による踏切道の通行量を、調査した鉄道事業者のうち1事業者を除く4事業者が未把握
- 介助者を伴わずに踏切道に進入した電動車いすの利用者が、遮断装置の警報開始から遮断完了までの時間内に踏切道を退出できるか計算したところ、時間内に退出できず踏切道内で立ち往生となるおそれがある踏切道が4か所
- 高齢者や障がい者の通行の安全を確保するため、鉄道事業者が整備・管理している駅構内等の自由通路のエレベータ等へ誘導する案内看板の設置について、検討の余地がある踏切道が4か所
- 調査した鉄道事業者及び道路管理者の中には、踏切道内に視覚障がい者用誘導表示を設置するなど、高齢者及び障がい者の安全確保のための取組をしている例あり

#### 改善通知事項

今後も春秋の全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの機会を利用するなどして、踏切通行者等に対する一層の注意喚起に努めるなど、踏切道の状況に応じた高齢者や障がい者のための安全対策を関係機関と協力して推進するよう、鉄道事業者を指導すること(近畿運輸局)

鉄道事業者や道路管理者が実施した高齢者や障がい者のための安全対策の取組事例を周知することが望ましい(近畿運輸局、近畿地方整備局)

### 近畿運輸局管内の踏切道数及び踏切障害事故件数の推移



### 踏切交通実態総点検による緊急に対策の検討が必要な踏切道の指定状況

